

令和6年4月1日

各指定特定施設入居者生活介護事業所 管理者 殿  
(有料老人ホーム)

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援調整担当課長

### 介護給付費届出に係る留意事項について

日頃より東京都の高齢者福祉施策に御協力いただき感謝申し上げます。

先日、令和6年度介護給付費算定に係る届出についてお知らせしたところですが、現在までに問い合わせや届出の誤りが多い事項で、これから届出を作成される際に留意いただきたい点についてご連絡いたします。

#### 記

## 1 届出全般について

### (1) 報酬改定に伴う自己負担額の変更についてのご利用者の同意について

介護サービスの提供開始にあたっては、費用の説明、同意を書面で行うことが義務付けられています。サービス内容の変更および料金変更についても同様です。

介護報酬改定による変更のみの場合でも、改めて入居者等への説明を行い、同意を得ることが必要です。なお、報酬改定のみによる変更の場合は、同意書等への署名・捺印までは必ずしも必要ありませんが、説明内容、説明日時、説明方法、対象者等を記録に残すことが望ましいです。

(参考「介護保険最新情報 Vol. 740 介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」)

## 2 令和6年度新設の加算について

### (1) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画（感染症及び災害）の策定の有無」の届出について

「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」は「1減算型」か「2基準型」を選択するようになっていますが、こちらは届出がない場合「1減算型」とみなされますので、減算を行わない事業所は必ず「2基準型」を選択して届出を行ってください。

※本日時点ですでに体制届の提出を行っている事業所で「高齢者虐待防止措置実施の有無」の届出の記載がない場合については、有料老人ホーム担当にて「2基準型」を補記して対応しますので、再提出は不要です。

## (2) 「夜間看護体制加算」の届出について

令和5年度まで「夜間看護体制」を「対応可」としている事業所は、新たな届出がない場合自動的に「加算Ⅱ」に移行します。

「加算Ⅰ」をとる事業所は、令和5年度まで「対応可」としている場合であっても、必ず届出をご提出ください。また、添付資料も、過去に提出したものがあ  
る場合も改めてご提出ください。

## (3) 「生産性向上推進体制加算」の届出について

「生産性向上推進体制加算」を取得する場合は「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会議事録」を添付いただく必要がありますが、4月から「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)」を取得しようとする事業者で、まだ委員会を開催していない場合は、委員会の開催について定めた内部規定等により、委員会の目的、開催頻度、議事内容、委員構成などが確認できる資料をご提出ください。

お問い合わせ先

東京都福祉局高齢者施策推進部

施設支援課有料老人ホーム担当

電話 03-5320-4537

4296